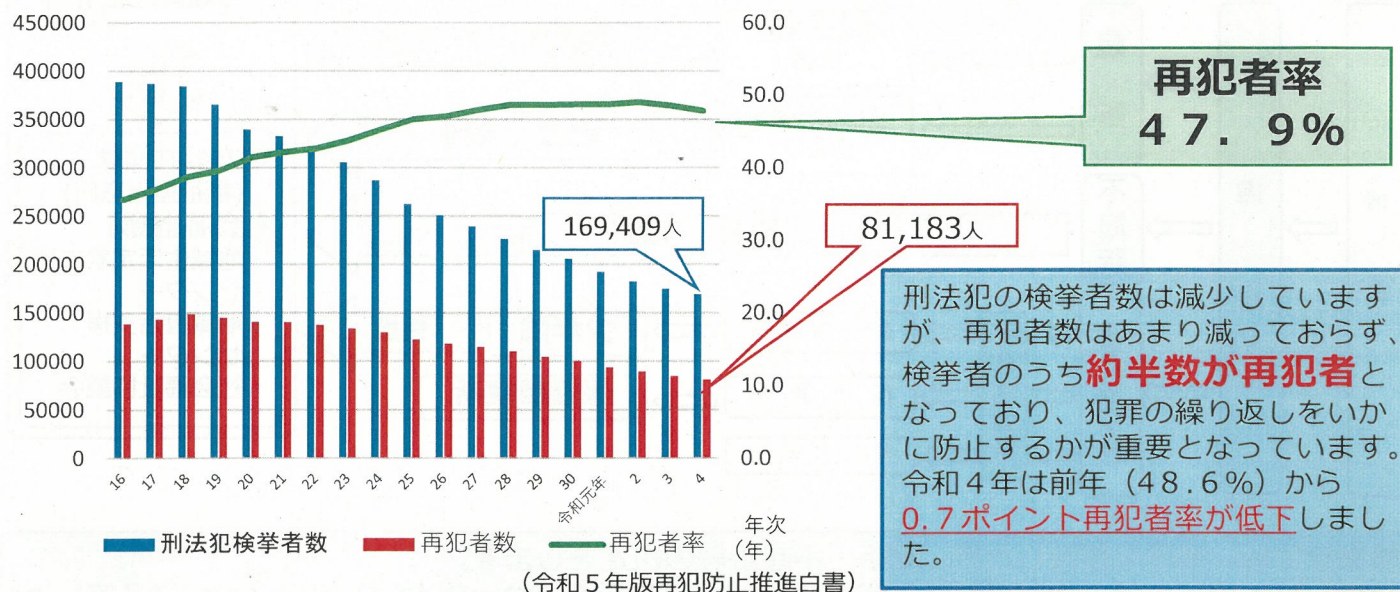


知っていますか？再犯防止

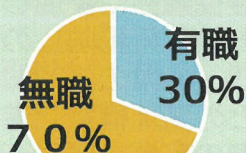


再犯防止の課題

犯罪や非行をした人の中には、様々な「生きづらさ」を抱えている人がおり、地域社会に戻っても、必要な支援を受けられずに孤立し、再犯に至ってしまうことがあります。



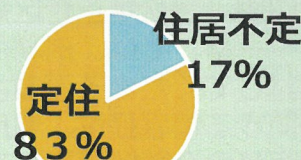
仕事がない
約7割が犯罪時無職



新受刑者の犯罪時就労状況



住居がない
約2割が犯罪時住居不定



新受刑者の犯罪時居住状況

(令和4年矯正統計年報)

再犯や再非行を防止するために…

平成28年6月に、法務省内の高松高等検察庁、高松矯正管区、四国地方更生保護委員会、高松地方検察庁、高松保護観察所が一体となって再犯防止を図るために「**四国再犯防止会議**」を設置して、継続的に検討・協議を行い、四国内の関係機関相互の連携と必要な施策の推進を進めています。

また、国は令和5年度から「**第二次再犯防止推進計画**」の運用を開始し、四国でも、各県を始め、市町村での再犯防止に関する取組のための計画策定が進んでおりますので、地域の皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

【お問い合わせ】

四国再犯防止会議 «令和6年度事務局»高松矯正管区(更生支援企画課)

〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎8階

電話: 087-822-4460

再犯防止についてもっと知りたい方は

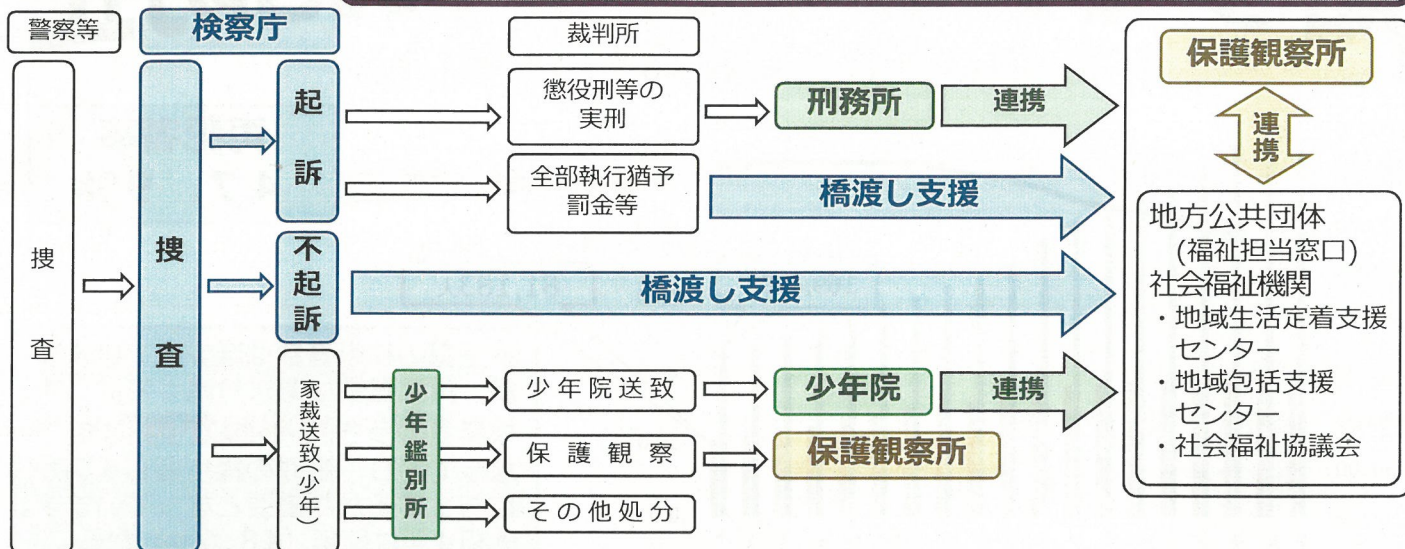
検索

法務省 再犯防止



刑事手続の流れと再犯防止の取組

法務省では、犯罪をした人が社会の中で安定した生活を送れるように、福祉機関や地域の皆様の協力を得ながら、切れ目のない支援に取り組んでいます。



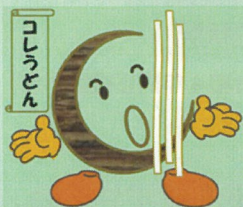
検察庁では、事件を捜査した後、起訴・不起訴等の決定をします。

起訴した人のうち刑の全部の執行を猶予された人や罰金等になった人、不起訴（起訴猶予等）となった人など、刑務所等に収容されない人を支援するために、社会福祉機関や保護観察所等につなぐ支援（**橋渡し支援**）を行っています。

刑務所や少年院など（矯正施設といいます。）では、収容された人に対して、再び社会復帰できるように改善更生を図るための処遇等を行っています。

★コレワーク四国による就労支援

コレワーク四国（高松矯正管区矯正就労支援情報センター室）では、刑務所出所者等の雇用を検討して下さる事業主の方の相談、雇用に関する情報提供、雇用支援セミナー、個別相談会を随時実施しています。



詳細はこちらから

★居住支援の充実に向けて

各県の居住支援協議会に参加し、居住支援法人等へ矯正施設内における再犯防止の取組を広報するなど、各関係機関（各県の住宅関係部局、居住支援協議会事務局）との関係構築を進めています。加えて、受刑者の実情を居住支援法人等の関係機関に知っていただくことや、居住支援について、刑務所職員も理解を深めることなどを目的に、刑務所を会場とした居住支援協議会等との意見交換会を実施しています。



保護観察所では、犯罪や非行をした人の再犯・再非行の防止や、立ち直りの支援により、安全・安心な地域社会、共生社会の実現を目指しています。

“社会を明るくする運動”

犯罪や非行のない明るい社会を目指す全国的な運動です。



「ホゴちゃん遍路」
（吉祥寺・愛媛県西条市にて）

地域援助

保護観察所では、地域住民の皆様や関係機関・団体の皆様からの相談に応じ、更生保護に関する専門的知識を活用した支援を行っています。

犯罪・非行の防止や立ち直り支援に関して、お困りのことやご依頼などがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

※ご利用は無料です。

※支援に関するお問い合わせは、

お近くの保護観察所にご連絡ください。

保護観察所の詳細はこちらから

